二十三、昭和石油株式会社に対する件

昭和四十五年（排）第十二号

排除命令

東京都千代田区丸の内二丁目三番地

昭和石油株式会社

右代表者　代表取締役　永山時雄

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、昭和石油株式会社は、同社名古屋支店において、昭和四十四年六月一日から同年九月三十日までを期間とし、「昭石びつくりセール」と称して行なつた懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」

第一項の規定に違反する行為を再び行なつてはならない。

三、同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四、同社は、第一項の規定に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

昭和石油株式会社は、肩書地に主たる事務所を置き、主として石油精製業および石油製品販売業を営む事業者である。

同社は、同社名古屋支店において、「昭石びつくりセール」と称して、昭和四十四年七月一日から同年九月三十日までを期間とし、同社系列の給油所にクイズを記載した応募用紙を置き、当該応募用紙または官製はがきに当該応募用紙に記載されているクイズの回答を書かせることにより、給油所へ主として自動車に給油するために来る者に応募させ、右期間中毎月抽せんを行ない、一等東芝ユニカラーテレビ名門十六CRU（十四万九千円相当）を三名、二等メツカカーステレオ（二万五千円相当）を十名、三等昭石スペシャリテーズ十三点セット（二千円相当）を百名、四等レジャーバック（六百円相当）をを二百名に提供し、さらに応募者全員について抽せんを行ない、特賞いすず一六〇〇スポーツ二ドア（六十九万二千円相当）を一名、トヨタカローラスプリンター（五十三万七千円相当）を一名に提供した。

しかるに、同社の自動車用ガソリンは、一リットル当りの小売価格が約五十円であり、通常自動車の最低給油量は約十リットルである。したがつて、当該懸賞に係る取引の価額は約五百円をあつて、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。よつて、前記景品類中、一等、二等および特賞の景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、昭和石油株式会社の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する。

昭和四十五年三月十一日

公正取引委員会

委員長　谷村裕

委員　菊池淳一

委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎